

議案第12号

藤岡市森林環境譲与税基金条例の制定について

藤岡市森林環境譲与税基金条例を次のとおり定める。

平成31年2月25日提出

平成31年3月14日可決

藤岡市長 新井雅博

藤岡市条例第 号

藤岡市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林資源の適切な管理及び林業の成長産業化を図る事業に必要な財源を確保するため、藤岡市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金の原資は、森林環境譲与税をもって充てる。

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用すること

ができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。